

## 高槻島本夜間休日応急診療所の指定要件について

## 指定要件書の概要(高槻島本夜間休日応急診療所)

項 目	内 容
1 施設の名称及び所在地	<p>名 称:高槻島本夜間休日応急診療所  所在地:高槻市南芥川町 11 番 1</p>
2 施設の概要	<p>構 造:鉄筋コンクリート造り 陸屋根平屋建て  敷地面積(3,678.55㎡) 建築面積(1,245.91㎡) 延床面積(1,158.89㎡)  施 設:診療室(内科、小児科、外科、歯科)、検査室、薬局 等  設 備:歯科診療台、陰・陽圧式エアーテント一式、器材収納キャビネット2台、テント運搬用台車、冷暖房装置式 等</p>
3 業務の範囲	<p>(1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する診療所が行う業務  (2) 夜間及び休日における初期救急医療(小児初期救急医療広域体制を含む。)に関する事。  (3) その他応急診療所の運営に関して市長が必要と認める業務  (4) 施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関する事。  ・施設等の日常的な保守点検、修理、清掃及び警備  ・自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理状況の報告  ・建築基準法第 12 条に基づく定期点検結果の報告  ・フロン排出規正法に基づく対象機器に対する目視等の簡易点検、業者による定期点検、フロン類漏洩量の報告及び廃棄時の製品引渡し及び費用の支払い  (5) 施設等の利用の許可に関する事。  ・許可申請の受付及び許可  ・診療料、文書料等の徴収  ・利用者の応接  (6) 施設等に係る経費(電話料金、FAX使用料、NHK放送受信料、機器等のリース料、電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金等)の支払に関する事。  (7) 指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとし、市は建物総合損害保険(火災保険)に加入するものとする。  (8) 弁天駐車場敷地への移転に関する事。  ・移転準備  ・移転作業  ・開設準備  ・オープニングイベント(開設セレモニー・内覧会等)への協力  (9) その他応急診療所の管理業務(市長の権限に属する事務を除く。)に関する事。  ・管理業務の処理に必要な体制の整備  ・関係機関との調整及び連携  ・情報の公開及び個人情報保護に関する措置  ・利用者の安全の確保に関する措置  ・事業報告書の作成及び提出  ・経営状況を明らかにする書類の作成及び提出  ・その他管理業務に関する庶務、経理等の事務  ・運営に係る経費の支払  ・利用者へのアンケート実施による利用者満足度、苦情等の把握</p>

4	管理の基準	<p>診療科目:内科・小児科・外科・歯科  診療時間:以下のとおり</p> <p>&lt;内科・小児科・外科&gt;  平日 午後9時から翌日の午前7時まで  土曜日 午後3時から翌日の午前7時まで  休日 午前10時から正午、午後2時から午後5時まで  及び午後7時から翌日の午前7時まで</p> <p>&lt;歯科&gt;  休日 午前10時から正午まで及び午後2時から午後5時まで</p> <p>ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に診療・休診することができる。</p>				
5	利用料金	利用料金制( <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 )				
6	指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日				
7	応募予定者	公益財団法人大阪府三島救急医療センター				
8	応募の方法	別紙「指定要件書」第3(4)のとおりに				
9	選定の基準	別紙「高槻市指定管理者候補者選定評価表」のとおりに				
10	指定管理料	165,000 千円以下 <想定収支> 支出: 620,181 千円 収入: 620,181 千円 (内指定管理料 : 165,000 千円) 差引: 0 千円	(参考)	<R2予算> 621,693 千円 (193,519 千円) 0 千円	<R1決算> 654,670 千円 (191,759 千円) 18,896 千円	<H30決算> 633,303 千円 656,234 千円 (190,000 千円) 22,931 千円
11	特記事項	当診療所は、令和5年4月(予定)に現在の所在地から移転し、弁天駐車場敷地(八丁西町)において新たに開設するため、上記の内容は、本指定管理期間中に変更される場合がある。				
12	所管課	健康福祉部 保健所 健康医療政策課 担当:棚橋 電話:674-7194				

# 高槻島本夜間休日応急診療所指定管理者指定要件書

## 1 指定管理者選定の目的

高槻島本夜間休日応急診療所条例（昭和 53 年高槻市条例第 12 号。以下「応急診療所条例」という。）第 1 条の規定により設置された高槻島本夜間休日応急診療所（以下「応急診療所」という。）の管理運営に関する業務を効果的かつ効率的に行い、市民サービスの向上を図ることを目的として、指定管理者制度を適用することとし、指定管理者を指定する。

## 2 施設の概要

名 称	高槻島本夜間休日応急診療所（以下「応急診療所」という。）	
所 在 地	高槻市南芥川町 11 番 1 号	
建物の概要	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根平屋建て
	敷地面積	3,678.55 m <sup>2</sup>
	建築面積	1,245.91 m <sup>2</sup>
	延床面積	1,158.89 m <sup>2</sup>
	施 設	診療室（内科、小児科、外科、歯科）、検査室、薬局、観察室、待合室、レントゲン室 等
	設 備	歯科診療台、陰・陽圧式エアーテント一式、器材収納キャビネット 2 台、テント運搬用台車、冷暖房設備、発電式インバータ式 等
	附帯施設	大阪府三島救命救急センター（1 階の一部、2 階から 4 階）、高槻市消防本部救急ステーション、医療センター防災倉庫 等
設置年月日	昭和 53 年 4 月 27 日（現在地に移転）	
施設の現状	地域の医療機関の通常の診療日及び診療時間外において、医療を必要とする急病者に診療を行う。	
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する診療所が行う業務</li> <li>・夜間及び休日における初期救急医療（小児初期救急医療広域体制を含む。）に関すること。</li> <li>・その他応急診療所の運営に関して市長が必要と認める業務</li> <li>・施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。</li> <li>・施設等の利用の許可に関すること。</li> <li>・施設等に係る経費（電話料金、FAX 使用料、NHK 放送受信料、機器等のリース料、電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金 等）の支払いに関すること。</li> <li>・指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとし、市は建物総合損害保険（火災保険）に加入するものとする。</li> <li>・その他応急診療所の管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること。</li> </ul>	

利用者数 (令和元年度)	年間利用者数	30,742人
	【内訳】内科	10,050人
	小児科	15,199人
	外科	5,082人
	歯科	411人
収支の状況 (令和元年度)	管理経費	¥654,670,243円
	収入(診療報酬等)	¥673,565,874円
特記事項	応急診療所は、令和5年4月(予定)に現在の所在地から移転し、弁天駐車場敷地(八丁西町)において新たに開設するため、上記の内容は、本指定管理期間中に変更される場合がある。	

\* 別途 全体図面、施設・設備図面、備品関係等を添付

### 3 基本的条件

#### (1) 管理者として果たしていただくべき責務

市の公の施設として、応急診療所の管理運営を行うにあたり、次の事項について遵守すること。

- ① 応急診療所の利用に際しては、平等かつ公平な取扱いをすること。
- ② 指定管理者は、高槻市個人情報保護条例の趣旨に則り、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じること。
- ③ 指定管理者は、高槻市情報公開条例の趣旨に則り、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- ④ 労働関係法の遵守

#### (2) 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

市議会の議決後、市が指定した日に確定するものとする。

#### (3) 管理運営経費

指定管理料 165,000千円以下

想定収支 支出 620,181千円

収入 620,181千円

- ① 本指定予定期間中において、年度に応じて施設及び運営状況が大きく変更されることが見込まれるため、その時点で必要とされる指定管理料については、市と指定管理者が協議するものとする。
- ② 指定管理料の額及び支払の方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書において定めるものとする。
- ③ 指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を指定管理料(及び利用料金)によって賄うものとする。

#### (4) 申請にあたっての提出書類・提出部数等

高槻市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第3条に定める書類に加え、以下の書類を提出するものとする。

なお、各書類については、正本1部、各写し2部を同時に提出すること。

- ①就業規則の写し（労働基準監督署の収受印のあるもの）
- ②労働保険料納入証明
- ③社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書

なお、法人については当該法人の登記事項証明書及び法人若しくは団体の役員名簿（役員名簿には、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の氏名、住所、生年月日を記載する）を提出すること。

- ア 提出期限 令和2年9月4日（金）
- イ 提出先 健康福祉部 保健所 健康医療政策課  
（高槻市役所 総合センター14階）

#### <応募にあたっての留意事項>

- ① 応募書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。
- ② 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ③ 応募書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ④ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。
- ⑤ 個人情報の取扱いについて

提出いただいた役員名簿に記載された個人情報については、「高槻市個人情報保護条例」に基づき、適正に管理する。この個人情報については、指定手続条例第4条第2号から第6号に規定する欠格事項に該当しないことの確認のため、警察への照会に使用する。なお、目的外利用をすることは一切ない。

#### (5) 指定管理者と市の責任分担

指定期間中の指定管理者と市との責任分担（リスク分担）は別紙のとおりとし、別に締結する基本協定書に明記する。

#### (6) 提案内容等の遵守

指定管理者は、提案事項を遵守しなければならない。

### 4 選定方法・評価基準

高槻市指定管理者選定委員会において、別に定める評価基準により審査を行い、その審査結果を反映した意見により選定する。

## 5 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、令和2年12月に開催される市議会で議決を受けた後、市長が行う。また、議決後、市と指定管理者は管理業務の実施にかかる詳細事項について協議を行い、協定書を締結するとともに、移転に伴って基本協定書に明記する内容に変更が生じる場合は、市と指定管理者で協議の上、別途、基本協定書の一部変更協定書を締結する。

## 6 業務の範囲及び内容

### (1) 管理運営方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、「公の施設」としての応急診療所の性格を十分に認識し、夜間休日における急病患者の一次救急医療施設として適切な診療に当たるとともに、施設等について、日常又は定期に必要な保守点検業務を行うことにより、最良の状態を維持するよう努めることとする。

また、近年特に困難となっている深夜帯における小児救急医療体制の継続を図るため、小児科医確保の環境整備や検査体制の整備などに留意するとともに、常に施設運営の見直しを行い、施設の設置目的を達成するための効果的な業務執行に努めることとする。

- ・診療科目 内科、小児科、外科、歯科
- ・診療時間 以下のとおり

＜内科・小児科・外科＞

平 日 午後9時から翌日の午前7時まで  
土曜日 午後3時から翌日の午前7時まで  
休 日 午前10時から正午、午後2時から午後5時、  
午後7時から翌日の午前7時まで

＜歯科＞

休 日 午前10時から正午、午後2時から午後5時

※ ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に診療・休診することができる。

### (2) 管理運営業務の内容

指定管理者は、次に掲げる応急診療所の管理業務を行うものとする。

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所が行う業務
- ② 夜間及び休日における初期救急医療（小児初期救急医療広域体制を含む。）に関すること。
- ③ その他応急診療所の運営に関して市長が必要と認める業務
- ④ 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
  - ・施設等の日常的な保守点検、修理、清掃及び警備
  - ・自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理状況の報告
  - ・建築基準法第12条に基づく定期点検結果の報告
  - ・フロン排出規正法に基づく対象機器に対する目視等の簡易点検、業者による定期点検、フロン類漏洩量の報告及び廃棄時の製品引渡し及び費用の支払い

- ⑤ 施設等の利用の許可に関すること。
- ・許可申請の受付及び許可
  - ・診療料、文書料等の徴収
  - ・利用者の応接
- ⑥ 施設等に係る経費（電話料金、FAX使用料、NHK放送受信料、機器等のリース料、電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金等）の支払に関すること。
- ⑦ 指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとし、市は建物総合損害保険（火災保険）に加入するものとする。
- ⑧ 弁天駐車場敷地への移転に関すること。
- ・移転準備  
新たに整備又は更新すべき備品等について、事前に市と協議するとともに、その財源として、指定管理者の保有する資産等を優先的に活用すること。  
また、令和5年4月（予定）の供用開始に向け、各種業務の実施に向けた契約のほか、インフラ関連の契約手続きなど必要な事項について準備を整え、適切な状態で供用開始を迎えるようにすること。
  - ・移転作業  
備品等の搬出、搬入、設置等の引越し業務に向け、効率的な作業と確実な配備を行い、限られた期間内で移転を実行すること。引越し業務に係る各種手続き及び費用は、指定管理者が責任をもって行うこと。  
※ 移転作業の期間：令和5年1月頃～（予定）
  - ・開設準備  
供用開始に当たり、運営が円滑かつ適切に行われるように必要な人員を整備するとともに、研修、運営シミュレーション、備品等の動作確認等の必要な準備を行うこと。特に、供用開始当初は、慣れない施設、人員体制等での業務となることが想定されるため、支障が生じたり、利用者への対応に混乱をきたさないように注意すること。
  - ・オープニングイベント（開設セレモニー・内覧会等）への協力  
市がオープニングイベントとして開設セレモニー、内覧会等を主催する場合は積極的に協力すること。その場合、オープニングイベントの詳細や協力内容は、別途、市が指示するものとする。
- ⑨ その他応急診療所の管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること。
- ・管理業務の処理に必要な体制の整備
  - ・関係機関との調整及び連携
  - ・情報の公開及び個人情報保護に関する措置
  - ・利用者の安全の確保に関する措置
  - ・事業報告書の作成及び提出
  - ・経営状況を明らかにする書類の作成及び提出
  - ・その他管理業務に関する庶務、経理等の事務
  - ・運営に係る経費の支払
  - ・利用者へのアンケート実施による利用者満足度、苦情等の把握



### (3) 指定管理者に係る権限

- ① 診療科目、診療日及び診療時間は、応急診療所条例第7条に定めるところによる。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、臨時に診療し、又は休診することができる。
- ② 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。
- ③ 診療に係る利用料金は、応急診療所条例第5条第2項に規定する診療料の額とし、指定管理者が利用者から徴収する。徴収した診療料は、指定管理者の収入とする。

### (4) 管理業務の処理体制

- ① 指定管理者は、応急診療所の管理業務に従事させる職員（以下「職員」という。）を確保するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。また、職員のうちから、1人を統括責任者として配置しなければならない。
- ② 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動があった場合も、同様とする。
- ③ 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、職員の指導に努め、適時訓練を行うものとする。
- ④ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等という。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について、市と協議しなければならない。
- ⑤ 管理業務の処理に関して生じた職員の災害については、指定管理者が責めを負い、理由のいかんを問わず、市は何ら責めを負わない。
- ⑥ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間が終了した後も、同様とする。

### (5) 管理運営にあたって遵守すべき法令一覧

- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）等、関係法令

### (6) 特記事項

本要件書に記載の指定期間及び管理運営業務等については、外郭団体の在り方検討の結果を受け、変更の可能性があるものとし、変更を行う際は市と指定管理者の間で協議を行うものとする。

### (7) その他

- ① 市は、応急診療所にあらかじめ備え付けられた備品（市が所有する備品に限る。）を、指定管理者に無償で使用させるものとする。指定管理者が、その所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、市にその旨を届け出なければならない。
- ② 指定管理者は、管理業務の処理に関して、別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。
- ③ 指定管理者は、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条

- の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- ④ 指定管理者は、経営状況を明らかにする書類を作成し、市の求めに応じ、これを提示しなければならない。
  - ⑤ 指定管理者が行う管理業務の全部又は主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、清掃、警備等の一部の業務については、この限りでない。
  - ⑥ 指定管理者は、指定管理者又は職員が、管理業務の履行に際し、高槻市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」第13条に基づき、その事実を通報できることについて、職員に周知するものとする。
  - ⑦ 指定管理者は、自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可申請を行うものとする。また、自動販売機設置業者の選定においては、指定管理者が競争入札（見積り合わせ）を行い、落札者に対して設置場所を貸付するとともに、指定管理者が自動販売機業者等から徴収する収益の1割を市に配分するものとする。なお、自動販売機使用に係る電気料金は、指定管理料で支出する高熱水費と区分するものとする。
  - ⑧ 移転後の業務の範囲及び内容は、本指定管理期間中に変更される場合がある。

## リスク分担表

項目	事項	内 容	負 担 者	
			高槻市	指定管理者
共通事項	法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	協議事項	
	税制の改正	消費税の税率の変更	○	
		法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更		○
	物価・金利の変動	物価・金利の変動		○
	資金の調達	必要な資金の確保		○
	周辺地域・住民、利用者への対応	事業運営に係る利用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調		○
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応	○	
	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
	第三者への賠償	施設運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合		○
		施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合	○	
応募	応募の費用	応募に係る費用の負担		○
準備	引継ぎの費用	施設の管理業務の引継費用		○
		施設の引渡しに係る原状回復費用		○
管理運営	事業の中止・延期	甲の責任による遅延・中止	○	
		法令その他制度の変更等により甲の建物所有が困難になったことによる中止	○	
		乙の責任による遅延・中止		○
		乙の事業の放棄・破綻		○
	減免制度	減免制度の対象者の拡大	○	
	天災等による事業の中止	大規模な災害等による事業の中止	○	
	市場の変化	利用者の減少、競合施設の増加等による収入減、経営不振		○
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償		○
自主事業の実施に伴う苦情対応			○	

維持管理	維持補修	乙の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修		○
		甲の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修	○	
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス）		○
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修及び施設の管理上緊急を要する維持補修		○
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（本業務会計及び積立金でまかなえない部分）	○	
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○
		天災その他不可抗力による施設の躯体・設備の損壊復旧	○	
		法令の改正により必要となった施設の躯体・設備の維持補修	○	
		修理修繕	経年劣化による甲の備品の修理・修繕	
	経年劣化による甲の備品の修理・修繕（本業務会計及び積立金でまかなえない部分）		○	

別紙

評価基準

価格評価点とサービス水準等評価点を合算した総合評価点を算定して行う。それぞれの割合は、価格評価 30%、サービス水準等評価 70%を基準とする。価格評価点は、市の提示額に対する応募者の提案額の割合を点数化する。

評価基準	評価項目	配点
市民の平等な利用の確保に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の目的を理解し、管理者意識を持って運営すること</li> <li>② 施設の設置目的を踏まえ、初期救急の確保を図っていく姿勢があること</li> <li>③ 利用者からの苦情申し立てに適切に対応・処理し、解決できる体制があること</li> <li>④ 夜間及び休日における急病者の診療の確保を適切に行える体制があること</li> </ul>	20
公の施設の効用を最大限に発揮することと、管理経費の縮減に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該施設管理の実績があること</li> <li>② 経費削減についての考え方、方法が適切であり、実現の可能性があること</li> <li>③ 施設の設置目的を踏まえた効率的な事業実施計画があること</li> <li>④ 初期救急の確保を理解し、業務遂行意欲及び熱意があること</li> </ul>	20
公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共性、公平性、透明性のある安定した運営状態であること</li> <li>② 適切な管理運営に必要な職能を有した人員を配置していること</li> <li>③ 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行えること</li> <li>④ 公の施設の観点から、関係法令を遵守した運営方針であること</li> <li>⑤ 個人情報保護の理解と管理体制が適切であること</li> <li>⑥ 施設、設備、備品等の保全の考え方、維持管理体制が適切であること</li> <li>⑦ 時期、方法、内容等が適切であり、具体性のある研修計画であること</li> <li>⑧ 省エネルギーなど環境に配慮した運営を行えること</li> </ul>	40

市民サービスに関する こと	① 利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること ② 利用者の人権を尊重し、利用者本位で実現性が高い事業計画であること	10
危機管理体制に関する こと	① 事故発生時に速やかな対応ができる体制づくりがあること ② 安全への考え方が適切で緊急時の対応について、具体性のある体制づくりがあること	10
———	———	※100

※サービス水準等評価点の割合を乗じて価格評価点と合算し、総合評価点とする。



# 指定管理者候補者選定評価表

# ーサービス水準等評価ー

### <評価基準>

評価点	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
5点	5	4	3	2	1

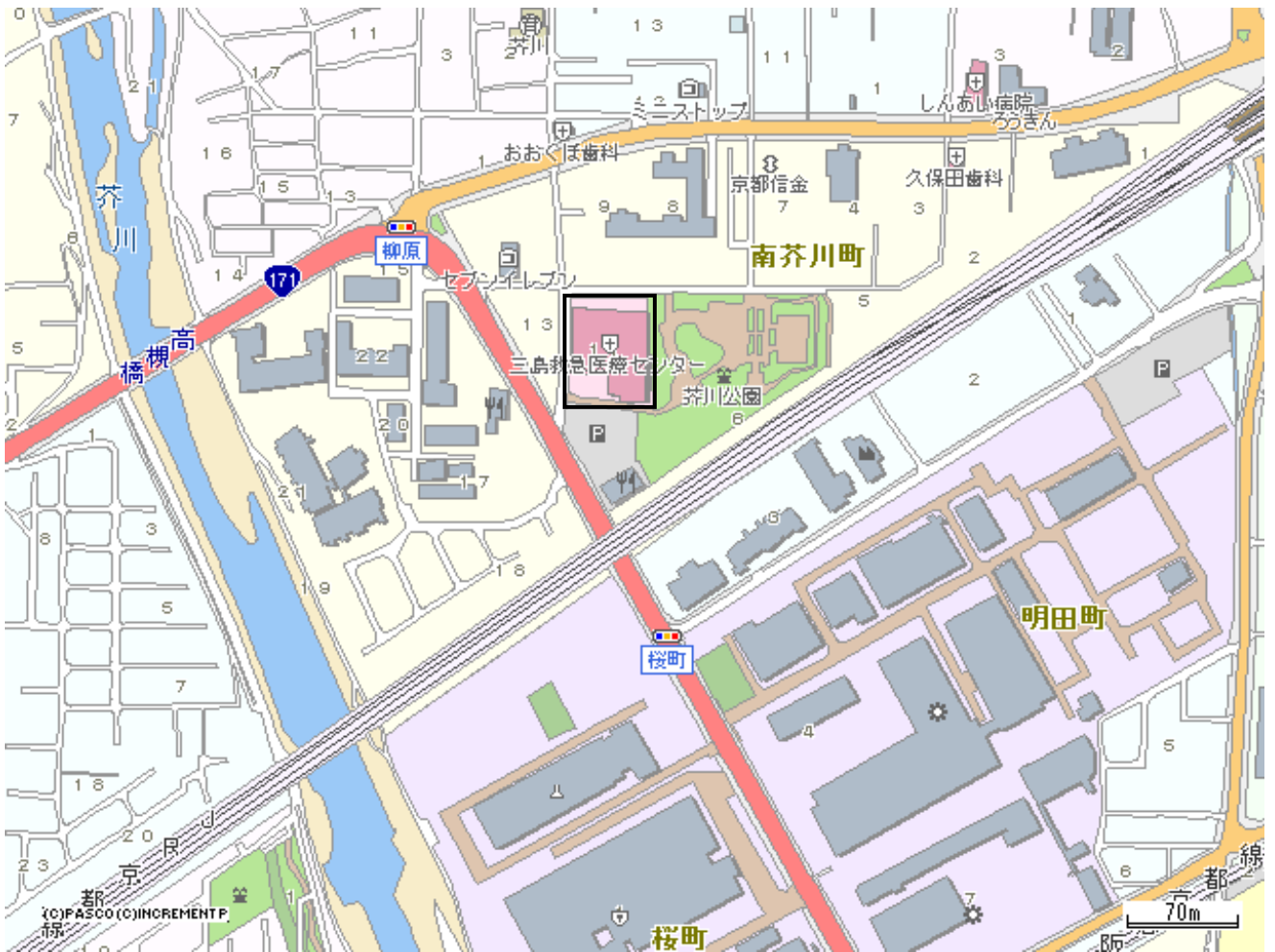
対象施設： 高槻島本夜間休日  
 応急診療所  
 所管課： 健康福祉部 保健所  
 健康医療政策課

評価項目(★は規則に定める項目)	配点	評価点
<b>1 市民の平等な利用の確保に関すること。</b>	<b>20</b>	<b>0</b>
★(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	・ 施設の目的を理解し、管理者意識を持って運営すること ・ 施設の設置目的を踏まえ、初期救急の確保を図っていく姿勢があること	5 5
★(2) 施設の利用者への対応	・ 利用者からの苦情申し立てに適切に対応・処理し、解決できる体制であること ・ 夜間及び休日における急病患者の診療の確保を適切に行える体制があること	5 5
<b>2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること。</b>	<b>20</b>	<b>0</b>
★(1) 類似施設の運営実績	・ 当該施設管理の実績があること	5
★(2) 効率的運営及び効率化への取組	・ 経費削減についての考え方、方法が適切であり、実現の可能性があること ・ 施設の設置目的を踏まえた効率的な事業実施計画があること	5 5
★(3) 指定への意欲及び熱意	・ 初期救急の確保を理解し、業務遂行意欲及び熱意があること	5
<b>3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。</b>	<b>40</b>	<b>0</b>
★(1) 団体の安定性及び継続性	・ 公共性、公平性、透明性のある安定した運営状態であること ・ 適切な管理運営に必要な職能を有した人員を配置していること	5 5
★(2) 団体運営の公正性及び透明性	・ 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行えること	5
★(3) 団体運営における法令の遵守	・ 公の施設の観点から、関係法令を遵守した運営方針であること ・ 労働基準法の遵守等、適性な労働条件を整備していること	5
★(4) 情報セキュリティ対策への取組	・ 個人情報保護の理解と管理体制が適切であること	5
★(5) 施設管理の安全性への配慮	・ 施設、設備、備品等の保全の考え方、維持管理体制が適切であること	5
★(6) 職員の研修	・ 時期、方法、内容等が適切であり、具体性のある研修計画であること	5
(7) その他管理に際して必要な事項	・ 省エネルギーなどの環境に配慮した運営を行えること	5
<b>4 市民サービスに関すること。</b>	<b>10</b>	<b>0</b>
(1) 利用者ニーズに関する取組	・ 利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること ・ 利用者の人権を尊重し、利用者本位で実現性が高い事業計画であること	5 5
<b>5 危機管理体制に関すること。</b>	<b>10</b>	<b>0</b>
(1) 事故への対応	・ 事故発生時に速やかな対応ができる体制づくりがあること	5
(2) 防犯・防災の対応	・ 安全への考え方が適切で緊急時の対応について、具体性のある体制づくりがあること	5
合 計	100	0





位置図（移転前：令和3～4年度）





位置図（移転後：令和5～7年度）

